

質問回答書

2020年9月24日

「東南アジア地域における with/post-COVID-19 社会の FVC 開発に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020年9月2日/公示番号:20a00402)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P12. (6) パイロット事業の目的および P21. (3)	「パイロット事業の実施に係る現地業務費: 10,000 千円/件」には、パイロット事業実施に必要と想定される直接経費のうち「一般業務費」、「機材費」の細目が全て含まれるという理解でよろしいでしょうか。見積もり作成のため、この他に含まれる費目がございましたらご教示頂けないでしょうか。	「パイロット事業の実施に係る現地業務費: 10,000 千円/件」には、パイロット事業の実施に係る直接経費のうち「一般業務費」、「機材費」、「再委託費」の細目全てが含まれます。
1	P12 6.実施方針及び留意事項 (6)パイロット事業の目的	パイロット事業の人月は「国内業務を 1 人月、現地業務を 6 人月(合計 7 人月)と想定し、積算することとする」とありますが、パイロット事業によっては、「デジタル技術を活用した営農支援」など国内での準備作業(データ解析など)が多く発生することが想定されます。このようなパイロット事業の場合は、国内人月の割合を増やして国内作業に充てることは可能でしょうか。 また該当する費用(1 件あたり 7 人月及び 10,000 千円)を国内再委託及び現地再委託に振り替えて、パイロット事業の一部を本邦企業/現地企業へ委託実施することは可能でしょうか。	パイロット事業については現時点で詳細を決めることが難しいため、プロポーザル作成の際は各社共通の想定人月での積算をお願いしております。他方、実際のパイロット事業の実施にあたっては、その内容や規模に応じて、JICAと協議のうえ国内・現地業務に係る人月を調整いただくことは可能です。 「パイロット事業の実施に係る現地業務費: 10,000 千円/件」には、再委託費が含まれます。国内再委託は、本邦で業務の一部(資料分析、本邦アンケート調査等)を第三者に実施させるものです。現地で行うパイロット事業を国内再委託で実施することはできません。

2	P12 6.実施方針及び留意事項 (6)パイロット事業の目的	パイロット事業の人月は「国内業務を 1 人月、現地業務を 6 人月(合計 7 人月)と想定し、積算することとする」とありますが、実施する 5 件のパイロット事業全体で 35 人月と考え、各パイロット事業ごとに必要な人月のばらつきができることは問題ないでしょうか。	パイロット事業については現時点で詳細を決めることが難しいため、プロポーザル作成の際は各社共通の想定人月での積算をお願いしております。他方、実際のパイロット事業の実施にあたっては、JICAと協議のうえパイロット事業ごとに、その内容や規模に応じて、必要な人月を調整いただくことは可能です。
---	--------------------------------------	---	--

以上